

# 平成28年1月から『マイナンバー制度』が始まります

間もなく開始が予定されている『マイナンバー制度』。わたしたちの暮らしがどのように変わるのか、どのような場面で使用するのかご存じでしょうか。今号では、マイナンバー制度についてお知らせします。



▲マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

▶問い合わせ  
企画調整グループ  
(☎05)5109

私たちに  
どう関係して  
くるの？



『マイナンバー制度』ってなに？

マイナンバー（個人番号）とは、住民票を持つ全ての方に通知される12桁の番号のことで、これについて法律で定められたものを『マイナンバー制度』と言います。

わたしたち一人一人が、マイナンバーを持つことで、国や地方自治体などの行政機関や健康保険組合などに存在する複数の個人情報、同一

どんな風により便利になるの？

●公平・公正な社会の実現

所得や行政サービス  
の受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れること

者の情報であることを確認できるようになり、社会保障、税、災害対策の各分野の行政手続きにおいて効率化が図られます。  
また、国民の利便性の向上や公平・公正な社会を実現することにもつながります。

や不正な受給の防止に役立ちます。

●国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならぬ書類が少なくなり、皆さんの負担が軽減されます。

●行政の効率化

被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

マイナンバーはどんな場面で必要になるの？

●社会保障関係の手続き

年金や雇用保険



の資格取得・確認・給付、ハローワークの事務、医療保険の給付の請求、児童手当の現況届や生活保護、福祉分野の給付届の際などに提示。

●税務関係の手続き

税務署に提出する確定申告書や届出書、法定調書、都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書、源泉徴収票などに記載。

●災害対策

防災・災害対策に関する事務、被災者生活再建支援金の給付、被災者台帳の作成事務などで使用。

たとえばこんなときに使います

厚生年金の裁定請求の際に、年金事務所にマイナンバーを提示します。



証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示し、法定調書などに記載します。

顧客の個人番号を法定調書などに記載して税務署などに提出します



勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載します。

従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票などに記載して税務署や市区町村に提出します

